

岸和田市障害者（児）給付金・難病者（児）等見舞金支給事業について ～現金給付から現物給付（サービス給付）への転換～

障害者（児）給付金・難病者（児）等見舞金支給事業（以下「給付金・見舞金支給事業」という。）については、障害者施策推進協議会や当事者の方の意見等を踏まえ、今後の進め方を見直しニーズに合った施策の具体化に向けて検討します。

1. 事業の概要

(1) 事業の目的（市の要綱に基づき給付金は昭和55年、見舞金は昭和50年に創設された制度）

障害もしくは難病等にり患することによって生じる経済的な負担の軽減、生活の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 対象者及び支給金額

①給付金：9月1日現在、本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録され、以下の手帳を所持している方

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A	12,000円
上記のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者	10,000円
身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1	5,000円

②見舞金：9月1日現在、本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録され、以下を所持している方

特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券、指定疾患・選定疾患の治療を受けている旨の診断書	5,000円
--	--------

(3) 支給人数及び支給金額の推移（決算）

年度	①給付金					①の伸び率		②見舞金		②の伸び率	
	身障1・2級、療育A人	特障手当等受給者人	身障3・4級、療育B1人	合計人	支給金額千円	支給人数合計	支給金額	難病者等人	支給金額千円	支給人数	支給金額
23	3,824	348	4,169	8,341	70,213	—	—	822	4,110	—	—
24	3,783	365	4,198	8,347	70,041	100.1	99.8	865	4,325	105.2	105.2
25	3,732	379	4,252	8,364	69,839	100.2	99.7	968	4,840	111.9	111.9

2. これまでの経緯

(1) 事業の見直し

	内容
平成13～15年度	財政健全化3ヶ年アクションプランによる事務事業の見直しにより段階的に支給金額減額の見直しを実施
平成16年度～（現在に至る）	障害者（児）福祉施策を画一的な個人への現金給付から自立支援型の施策へと重点移行により更なる支給金額減額の見直しを実施
平成24年8月	外部評価の対象事業となり、評価委員会において議論が行われた結果、「改善して継続」との判定（内容）廃止を含めた現行制度の見直しを図る必要がある。見直しにあたっては、対象者のニーズに合わせて代替現物支給サービスへの変更が必要
10月	政策戦略会議において最終評価を実施（内容）現金給付による支援からサービス給付による支援への見直し、対象者のニーズを把握し給付事業を代替的サービスに転換
平成25年8月	障害者施策推進協議会において事業の外部評価結果を説明
平成26年3月	障害者施策推進協議会において事業の見直しに伴う新たなサービスや既存の事業拡大を検討中であること、また現時点での代替施策（案）を説明
5・7月	地域経営連絡会議において事業の見直しに伴う代替施策（案）の審議
7月	障害者施策推進協議会において平成27年度実施に向け代替施策（案）の審議及び意見聴取 ※別紙1参照
7・8月	障害者団体へのヒアリング（第4期障害福祉計画策定分と併せて実施）
8月	政策調整会議において事業見直しに伴う代替施策（案）の審議 → 再議
10月	政策調整会議（再議）において事業見直しに伴うスケジュール変更を審議 → 承認

(2) 国における障害者福祉施策の変遷

	名称	内容
～平成 15 年	措置制度	行政がサービス内容を決定、行政が事業者を特定、事業者は行政からの受託者としてサービス提供
平成 15 年～	支援費制度	障害者の自己決定を尊重（サービス利用意向）、事業者と利用者が対等、契約によるサービス利用
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法施行	3 障害（身体・知的・精神）共通の制度、地域生活を支援
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法施行	地域社会における共生の実現、難病等が対象に

3. 本市の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

年度	①身体障害者手帳 人	伸び率	②療育手帳 人	伸び率	③精神障害者保健福祉手帳 人	伸び率	合計 人	伸び率
23	7,916	—	1,437	—	1,105	—	10,458	—
24	8,962	113.2	1,495	104.0	1,169	105.8	11,626	111.2
25	9,062	101.1	1,562	104.5	1,256	107.4	11,880	102.2

(2) 障害者福祉費（社会福祉費）の推移

年度	補助事業 千円	伸び率	単独事業 千円	伸び率	合計 千円	伸び率
23	2,411,432	—	408,186	—	2,819,618	—
24	2,755,155	114.3	471,887	115.6	3,227,042	114.4
25	2,914,092	105.8	486,533	103.1	3,400,625	105.4

(3) その他の単独事業

事業名	開始年度	H25 年度決算額 円	備考
①障害者福祉団体支援事業	H8	1,280,000	
②障害者福祉施設運営助成事業	S52	35,186,600	
③住宅改造助成事業	H12	2,298,800	府 1/2 負担
④紙おむつ支給事業	H9	1,635,130	
⑤重度障害者等タクシー助成事業	H3	16,771,870	
⑥重度障害者訪問看護利用料助成事業	H24	846,260	
⑦グループホーム家賃補助事業	H10	1,779,700	
⑧重症心身障害者等支援事業	H26	—	
⑨重度障害者医療助成事業	S49	280,205,717	府 1/2 負担
⑩老人医療助成事業	S47	340,414,603	府 1/2 負担

4. 今後の進め方

(1) 見直しの方向性

給付金・見舞金支給事業の見直しについては、当事者の方からの反対意見や低所得の方に継続してほしいなどの切実な要望が出されているところです。しかし、障害者手帳を所持している方、難病患者等の増加、高齢化、重度化による障害者福祉費の増加への対応が必要となります。

それには、限られた財源のなかで、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、市の単独事業等の施策の充実等を図るためには、「現金給付による支援からサービス給付による支援への転換」による現金給付の見直しを引き続き行っていきたいと考えています。

(2) 見直しの視点

- ①国の障害保健福祉施策の法改正等への対応
 - ・3障害（身体・知的・精神）のうち、現在対応できていない精神障害者への施策の充実
 - ・新たに追加された難病患者等への施策の充実
- ②第3次障害者計画、第3期障害福祉計画における施策の推進
- ③これまでの要望等をもとに、ニーズに合った施策の実施
- ④国の難病患者等に対する制度改正等への対応
 - ・難病の患者に対する医療等に関する法律・児童福祉法の一部を改正する法律（平成27年1月施行）による指定難病の拡大

(3) 給付金・見舞金支給事業対象者アンケート

現行給付金・見舞金支給事業対象者へのアンケートを行い、制度について意見を集めます。

対象者へのアンケート（案） 別紙2参照	年齢、障害の種別、等級 給付金・見舞金の使い途、その他制度に対する意見
------------------------	--

(4) 今後のスケジュール（案）

年 月	内 容
平成27年 1月	障害者団体へのヒアリング、現行給付金・見舞金支給対象者へのアンケートを実施
3月	障害者施策推進協議会において意見聴取・審議
5月	障害者施策推進協議会において意見聴取・審議
7月	政策調整・決定会議に付議（市の代替施策決定）
8月	障害者施策推進協議会において代替施策説明、市議会へ説明 現行給付金・見舞金支給事業対象者へ広報・周知
平成28年 4月	給付金・見舞金支給事業の廃止 ※現金給付から現物給付（サービス給付）への転換

5. 現物給付（サービス給付）への転換施策（案）

転換施策（案）については、次の3つの柱を基本としていますが、この（案）は現時点でのものであり、今後、変更する場合があります。

なお、見直しにあたっては、前述の見直しの視点を踏まえ、障害者施策推進協議会でのご意見、障害者団体へのヒアリング、給付金・見舞金支給対象者へのアンケート結果に基づき、ニーズに合った施策（案）を検討していきたいと考えています。

<転換施策（案）>

- ①障害者の社会参加の機会を促進する施策
 - 重度障害者等タクシー助成事業の充実
 - 地域生活支援事業（移動支援）の充実
- ②障害者の地域移行促進に向けての施策
 - 地域生活支援事業（地域移行支援）の促進
 - 自立支援・介護給付費等支給事業（グループホーム家賃補助）の充実
- ③障害者の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしを支える施策
 - 住宅改造助成事業の充実
 - 地域生活支援事業（相談支援）の強化
 - 保健医療整備事業の充実